

○金属くず業条例（昭和二十六年広島県条例条例第三十九号）

（この条例の目的）

第一条 この条例は、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）及び質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）と相まって金属類の盜犯その他の犯罪を防止する見地から、金属くず業者の守らなければならない事項を定め、及びその履行を確保し、もつて公共秩序の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「金属くず」とは、金属塊、金属製品（半製品を含む。）その他 の金属類であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 本来の製造目的に従つて売買、交換、加工又は使用されるもの
  - 二 古物営業法第二条第一項に規定する古物
- 2 この条例において「金属くず業」とは、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、金属くずを売却することのみを行うもの以外のものをいう。

（営業の届出）

第三条 金属くず業を営もうとする者は、営業所（営業所がないときは、住所又は居所とする。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）
  - 二 営業所の名称及び所在地
- 2 前項の届出には、本人（法人にあつては、その代表者）の写真二枚を添えなければならない。

第四条 金属くず業を営む者（以下「業者」という。）は、その使用する従業員（以下「従業員」という。）に行商をさせようとするときは、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日
  - 二 前号の従業員の所属する営業所の名称及び所在地
- 2 前項の届出には、該当従業員の写真二枚を添えなければならない。

第五条 削除

（届済証）

第六条 公安委員会は、第三条又は第四条の届出を受けたときは、届済証を交付しなければ

ならない。

2 届済証の交付を受けた者は、第三条又は第四条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十四日以内（当該変更に関する事項が登記を要する事項であるときは、二十日以内）にその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る事項が届済証の記載事項に該当するときは、当該届済証の書換交付を受けなければならぬ。

3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を、毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出てその再交付を受けなければならぬ。

4 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。

(届済証の返納)

第七条 届済証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内に届済証を公安委員会に返納しなければならない。

一 廃業したとき。

二 従業員が行商に従事しなくなつたとき。

三 届済証を毀損し、再交付を受けたとき。

四 届済証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき。

2 業者（法人の場合を除く。）が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、前項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

3 法人の業者が解散し、又は消滅したときは、届済証に記載の代表者は、第一項の規定に準じて届済証を返納しなければならない。

(届済証の携帯等)

第八条 業者及び従業員は、行商をするときは、届済証を携帯していなければならない。

2 業者及び行商をする従業員は、取引の相手方から届済証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

第九条 削除

(営業の制限)

第十条 業者は、未成年者又はその委託を受けた者と金属くずを売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。ただし、未成年者の同居の親族（未成年者を除く。）又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

(確認及び申告)

第十一條 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、金属くずに不正品の疑いがあるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第十二條 業者は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、営業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載し、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録しておかなければならない。

- 一 取引の年月日
- 二 金属くずの品目、数量及び特徴
- 三 相手方の住所、氏名、職業及び年齢
- 四 前条第一項の規定により行つた確認方法

2 業者は、前項の帳簿等を最終の記載をした日から三年間営業所に備え付け、又は同項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所において直ちに書面に表示することができるようとして保存しておかなければならない。

3 業者は、第一項の帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に届け出なければならない。

(品触れ)

第十三條 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、業者に対して盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（以下「盗品等」という。）の品触れを発することができる。

2 業者は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から三月間、これを保存しなければならない。

3 業者は、品触れを受けた日にその金属くずを所持していたとき又は前項の期間内に品触れに相当する金属くずを受け取ったときは、速やかにその旨を警察官に届け出なければな

らない。

(差止め)

第十四条 業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して三十日以内の期間を定めてその金属くずの保管を命ぜることができる。

(県外業者に係る営業の届出)

第十五条 県外の営業所において金属くず業を営む者が県内で行商をしようとするときは、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 本人の住所又は居所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）

二 営業所の所在地

三 主として営業をしようとする県内の地域

四 営業する期間

2 前項の規定による届出をした者がその従業員に行商をさせようとするときは、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

一 行商をさせようとする従業員の住所又は居所、氏名及び生年月日

二 前号の従業員の所属する営業所の所在地

三 主として営業しようとする県内の地域

四 営業する期間

(県外業者届済証)

第十六条 公安委員会は、前条第一項又は第二項の届出を受けたときは、県外業者届済証を交付しなければならない。

2 県外業者届済証の交付を受けた者は、当該県外業者届済証を毀損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、必要があるときは、県外業者届済証の再交付を受けることができる。

(県外業者届済証の返納)

第十七条 県外業者届済証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに県外業者届済証を公安委員会に返納しなければならない。

一 廃業したとき。

二 従業員が行商に従事しなくなつたとき。

三 県外業者届済証を毀損し、再交付を受けたとき。

四 県外業者届済証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた県外業者届済証を回復するに至つたとき。

五 第十五条の規定により届け出た営業する期間が満了したとき。

(立入り及び調査)

第十八条 警察官は、必要があると認めるときは、営業時間中において業者の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等（第十二条第二項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第二十二条第二号においても同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、業者から盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めることができる。

(委任規定)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

(罰則)

第二十条 第三条、第四条又は第十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第六条第四項、第八条第一項、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項若しくは第三項又は第七条の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定による警察官の立入り又は帳簿等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に金属屑業を営んでいる者は、この条例施行の日から三十日以内に第三条又は第四条の規定による届出をしなければならない。

附 則（昭和二六年一〇月一九日条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年七月一日条例第四四号）

この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和三一年一〇月五日条例第五〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月三〇日条例第一号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成七年一〇月一一日条例第三四号）抄

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年六月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の金属屑業条例（以下「旧条例」という。）第六条第一項の規定により交付されている届済証は、この条例による改正後の金属くず業条例第六条第一項の規定により交付を受けた届済証とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第九条第二項の規定により検印を受けている木札の同条第参考による検印の消徐については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に行った旧条例第十五条第一項又は第二項の規定による届出に係る旧条例第十六条第一項の規定による県外業者届済証の交付、同条第二項の規程による届出及び県外業者届済証の再交付並びに旧条例第十七条の規定による県外業者届済証の返納については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。